CCIC-RZ-TCRD(002)-108-2012-01
申請番号 JC　　JCUM

# 告知及び保証書

**＜告知書＞　日中商品検査株式会社は以下の内容を申請者へ告知する。**

1. **検査員は検査結果(事実)を記録し、その内容を中華人民共和国検査検疫機関（以下；当該機関という）へ報告する。**
2. **検査が未完了の中古機電品、項目に関しては、申請者がその安全、衛生、環境保護の観点から中国の法律、法規、規定及び国家技術規範強制要求への合致を保証すること。**
3. **検査中に発見した改善要請項目は、申請者が中国の法律、法規及び国家技術規定の強制要求に基づいて改善すること。なお、改善しないもの、及び改善不能のものは中国への輸入は許可されない。**
4. **日本から輸出し、中国へ到着した全中古機電品は、当該機関による陸揚検査が実施される。**
   **不合格の場合、改善処置後のものでも無条件で日本へ積戻し、又は廃棄処分とすること。**
5. **検査合否の最終判定は当該機関が発行する《中古機電船積前検査証書》による。**
6. **梱包作業等にて、ウエス、ゴミ等が混入しないよう、梱包業者へ注意すること。**

**日中商品検査株式会社　告知側検査員署名：**

**年　　月　　日**

**＜保証書＞　検査員は該当項目 □ 内にレ点記載。他に保証戴く項目あれば「10.その他」に記入。**

□ **1. 備案書清単（リスト）と一致性確認不可の機電品は当該リスト項目との一致性を保証する。**

□ **2. 現場検査を合格した機電品について、その状況を変えないことを保証する。**

□ **3. 検査が未完了の項目について、それらが安全、衛生、環境保護等の観点から、中国の法律、法規及び国家技術規範強制要求への適合を保証する。**

□ **4. 備案書清単（リスト）と異なっている機電品について、当該機関へ状況を説明し、指示に従う。**

□ **5. 検査中に発見された改善要請項目は、　　月　　日までに、中国の法律、法規及び国家技術規範の強制要求に基づいて改善し、要求へ適合させる。**

□ **6. 検査中に発見された備案出来ない機電品は中国へ輸出しない。**

□ **7. 改善要請項目が改善不可能の場合、その機電品は中国へ輸出しない。**

□ **8. 動態検査が不可能な場合（理由は下記欄へ）、当該機電品は中国において、使用可能とすること及び中国の法律、法規及び国家技術規範の強制要求に適合させることを保証する。**
**理由：**

□ **9. 取扱説明書等の技術資料に基づき、安全確保のための必要な技術指導を行うことを保証する。**

□ **10. その他：**

**会社名：**

**所　属：**

**現場代表署名**

**（社印捺印）**

**年　　月　　日**

実施日：2012-07-01